

日税マネジメントレポート

今回のテーマ： 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入と比較情報

国際会計基準へのコンバージェンスの一環として、平成21年12月に「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、会計上の見積の変更以外の会計上の変更及び過去の誤謬について、原則として過年度の財務数値を遡及処理し、比較情報として開示することになりました。

1. 基準の概要

	会計上の原則的な取扱い	原則的な取扱いが不可能な場合の規定
会計上の変更		
会計方針の変更	遡及処理する（遡及適用）	少なくとも当期首より適用
表示方法の変更	遡及処理する（財務諸表の組替え）	取替え可能な最も古い期より組替
会計上の見積りの変更	遡及処理しない	原則遡及処理しないため規定なし
過去の誤謬の訂正	遡及処理する（修正再表示）	準拠性違反となるため規定なし

平成21年12月4日企業会計基準委員会「公表にあたって」より記載。

2. 本基準導入の影響

上記の通り、会計方針の変更や表示方法の変更が発生した場合、原則遡及処理することになりますが、原則的な取扱いが不可能な場合の代替的な取扱いが基準の中で規定されています。会計上の見積もりの変更についても、原則として遡及処理をしないため影響は小さいと考えられます。一方、過去の誤謬の訂正については、修正再表示が原則で、原則的な取扱いが不可能な場合、実務的には何らかの注記を行うことになるとは思います。代替的な処理方法が明記されていません。また、我が国の従来取扱いでは、企業会計原則注解（注12）において、過年度における引当金過不足修正額などを前期損益修正として特別損益に表示することとされていましたが、本会計基準の導入にともない財務諸表規則などの関連規則が改定され、特別損益から前期損益修正が削除されました。

3. 本基準の中で最も留意すべき点

未払法人税等や引当金の過不足が計上時の見積りに起因する場合には、過去の誤謬に該当するため、修正再表示を行うこととなります。一方、過去の財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき最善の見積りを行った場合には、当期中における状況の変化により会計上の見積りの変更を行ったときの差額、又は実績が確定したときの見積金額との差額は、その変更のあった期、又は実績が確定した期に、その性質により、営業損益又は営業外損益として認識することとなります。過年度における引当金の重要な過不足修正額などが発生した場合は、その発生原因が計上時の見積りに起因するか否かを検証する必要があります。

お見逃しなく！

1. 本会計基準は、平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用されます。
2. 固定資産の減価償却方法は会計方針に該当しますが、その変更は会計上の見積りの変更として取扱います。
3. 当基準にはその他各項目について、注記事項が規定されています。
4. 当基準の導入に伴い、当期の（連結）財務諸表及び注記に対比して開示される前期の事項は、比較情報として当期の（連結）財務諸表の一部を構成することになりました。比較情報の監査手続き及び監査報告については、日本公認会計士協会より実務指針が公表される予定になっています。